

「大井川土地改良区 総代選挙を行います」

総代の任期満了に伴う選挙を行います。

立候補者が定数を超えない場合は、無投票当選となり投票は行いません。

対象 大井川土地改良区の組合員

公告日 12月10日（火）（予定）

選挙期日 12月19日（木）（予定）

定数 島田市20人、 藤枝市21人、 焼津市37人

吉田町11人、 牧之原市6人 （総定数95人）

任期 令和2年1月9日から令和6年1月8日までの4年間

問い合わせ 大井川土地改良区 TEL0547-37-7151

選挙規程等

土地改良法の改正に伴い、本年度の総代選挙より、市町選挙管理委員会の管理から土地改良区の管理に変更され、大井川土地改良区総代選挙規程に基づき実施するものです。

- (1) 被選挙権を有しない者（総代選挙規程第1条）
 - ① 組合員でない者
 - ② 未成年者
 - ③ 禁固以上の刑に処された者でその執行が終わるまでの者
- (2) 立候補の制限（総代選挙規程第16条、第17条）
 - ・当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ候補者になれない。
 - ・選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることはできない
- (3) 選挙の方法
選挙区ごとに投票所を設けて、組合員による無記名投票
但し、焼津市は2つの投票区を設ける。（旧焼津市、旧大井川町）

(4) 選挙の期日

総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の前日 60 日から 10 日までに行なわなければならない。今回の選挙期日の範囲は令和元年 11 月 9 日から 12 月 29 日となり、選挙期日を「令和元年 12 月 19 日（木）」とする。

(5) 投票時間及び投開票場所（総代選挙規程第 12 条、第 14 条）

投票時間： 選挙期日の午前 7 時から午後 5 時まで

投票所： 1 選挙区につき 1 投票所とする。

但し、焼津市選挙区は 2 投票区とし 2 投票所を設ける。

開票所： 大井川土地改良区事務所（即日開票を想定）

※総代選挙に期日前投票の定めはない。

(6) 立候補等（総代選挙規程第 16 条）

総代に立候補しようとする者、若しくは、総代の候補者を推薦する者（但し、組合員 2 人以上）は、選挙公告日から 2 日間に立候補届又は候補者推薦届を本土地改良区に届出なければならない。

立候補・推薦届出日：令和元年 12 月 10 日（火）から 12 日（木）期限

なお、届出時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。

(7) 当選人（総代選挙規程第 18 条）

選挙区ごとに有効投票の最多数を得た者。

但し、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上の得票数がなければならない。

(8) 無投票当選（総代選挙規程第 19 条）

総代の候補者の数が、選挙区ごとにその選挙において選挙すべき総代の数を超えないときは投票を行わず、当該候補者をもって当選人とする。

(9) 選挙管理者等

① 選挙管理者 理事会決議により組合員 1 名を指名

② 投票管理者 同上 1 名（投票区ごと）

③ 開票管理者 同上 1 名（選挙区ごと）兼務可

④ 選挙立会人 理事会決議により組合員 2 名を指名

⑤ 投票立会人 同上 2 名（投票区ごと）

⑥ 開票立会人 同上 2 名（選挙区ごと）兼務可

※以上の構成員により本改良区独自に組織名を「選挙会」と呼ぶ。

(10) 総代総選挙の主なスケジュール

令和元年 12 月 10 日（火） 選挙公告日

12 月 10 日（火）～ 12 日（木）立候補届又は推薦届受付

12 月 19 日（木） 選挙投票日※選挙の場合の投票

12 月 20 日（金） 当選人公告

12 月 27 日（金） 選挙会（当選確定等）、当選確定公告

令和 2 年 1 月 9 日（木） 総代就任

以上